

2020年4月22日

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、事前確認 制度の新規則を公表

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

インドネシア財務省(以下、「財務省」)は、「事前確認制度の確立と実施に関するガイドライン」、規則番号22 / PMK.03 / 2020(以下、「PMK-22」)を公表しました。PMK-22は、財務省が発行した事前確認制度(以下、「APA」)に関する以前の規則、規則番号7 / PMK.03 / 2015を廃止します。PMK-22の目的は、インドネシアのAPAの枠組みをOECD / G20税源浸食と利益移転プロジェクトと整合させ、法的確実性を高めるとともにAPAプログラムをより効果的にすることとされています。

本アラートでは、納税者がPMK-22について留意すべき主要ポイントをまとめています。

詳細の解説

対象期間が延長され、ロールバックが利用可能に

APAは、将来の5年間のみならず、ロールバックとして、税務調査未終了の過去年度(以下、「オープン年度」)も対象とすることができます。APAのロールバックで対象となるオープン年度は、特定の基準を満たす場合に限られます。たとえば、過去の当該年度において税務調査が終了していない、またはその年度が犯罪捜査の対象ではないなどの条件です。

申請基準

APAプログラムへの納税者の適格性に関する追加の基準が加えられました。納税者のAPA申請が承認されるための、PMK-22における注目すべき2つの基準は次のとおりです。(i) APAの提案結果として、インドネシアの納税者の営業利益を、過年度の法人所得税申告で報告されたものよりも低下させてはならない。(ii) 納税者は、APA申請前の3年度にわたり移転価格文書(マスターファイルとローカルファイル)を作成しておく必要がある。

APA申請プロセス

新しい規則の下では、事前申請プロセスの負担は納税者にとって大幅に緩和されました。納税者がAPAの事前申請を行うために必要なことは、規則の附属資料として添付されている(データが多い)フォームを提出することだけです。より詳細なAPA申請書類の作成要件は、以前のように事前申請段階ではなく、正式な提出段階で行われます。

プロセスの期限が厳格化

APA事前申請の提出時期は以前の規則と同様ですが、PMK-22では、国内APAについて、データ提出、権限のある当局の対応、APA交渉の完了について、厳格なタイムラインが設定されています。これらのタイムラインでは、納税者はAPAプロセスに非常に積極的に関与する必要がありますが、APAプロセスに関して確実性が高まるという点で納税者にとって有益です。

調査

納税者は、PMK-22に納税者のAPAプログラムへの参加に関する調査について特定の規定が含まれることを認識する必要があります。特に、納税者の関連者間取引が過去3年間において調査されていないか、ロールバックの申請が提出された場合には、APAの申請が、納税者に対する税務調査のきっかけとなりえます。この調査は、納税者の全ての税についての調査になる可能性があります。

中核となる専門的指針

PMK-22は、国税総局(以下、「DGT」)による独立企業原則の特定の領域の専門的解釈に関する具体的な指針を提供しています。納税者が留意すべき領域には、関連者の幅広い解釈、レンジと比較対象の使用に関する指針、事業再編に関する議論、および企業グループ内融資の独立企業原則に関する指針などがあります。

APA結果の調査

納税者がAPAに合意した場合でも、APAの対象となる会計年度の調査を受ける可能性があります。ただし、PMK-22は、税務調査が開始された場合、納税者がAPAの合意内容を実施している限り、DGTはAPAの対象となる取引の移転価格を更正できないと規定しています。この変更は、以前の規則の下で定めのない事項に対処するものとして歓迎すべき追加といえます。

更新

本規則では、納税者が作成する合意されたAPAの年次コンプライアンスレポートについて特定の形式を規定していません。ただし、本規則では、納税者の移転価格文書においてAPAの実施内容を毎年文書化する必要があることは明らかです。合意されたAPAの結果を、納税者の移転価格ポリシーにも反映しなければならないことに留意することが重要です。

年次コンプライアンスレポート

納税者が既存のAPAを更新するプロセスは、新しい規制では簡素化されており、更新を申請するフォームの送信によって更新プロセスが開始されます。このフォームは規則の附属書として添付されています。更新申請が送信されると、納税者には新規のAPA申請よりも限定的な審査プロセスが開始されます。本規則では、このプロセスを使用したAPAの更新は、合意されたAPA期間において1回限りとされています。

合意されたAPAまたはAPA申請の新しい規制への移行

実際には、申請中または合意済みのAPAステージにかかわらず、進行中のすべてのAPAプロセスは、この新しい規則で規定された指針を使用して処理されるように移行されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

野本 誠	パートナー	makoto.nomoto@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
齋藤 隆一	シニアマネージャー	ryuichi.saito@id.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200422

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp